

答申第 653 号

平成 29 年 9 月 27 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 金子 正史

行政文書公開請求拒否処分に関する審査請求について（答申）

平成 29 年 2 月 17 日付けで諮問された特定協議会の設立に関する文書不存在の件（諮問第 718 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、特定協議会の設立に関する文書を不存在であるとして、公開を拒んだことは妥当である。

## 2 審査請求に至る経過

- (1) 審査請求人は、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、平成28年12月28日付けで、神奈川県知事（以下「知事」という。）に対して、特定協議会の設立に関する文書（以下「本件対象文書」という。）について、行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 本件請求に対し、知事は、平成29年1月11日付けで本件対象文書は不存在であるとして、公開を拒む決定（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 審査請求人は、平成29年1月16日付けで、知事に対し、行政不服審査法第2条の規定に基づき、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が提出した審査請求書及び反論書並びに当審査会での同人の意見聴取における主張を整理すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

平成6年2月18日午前10時30分から特定協議会の設立総会が開催されており、当該設立総会には県職員が出席していることから、本件対象文書が存在するはずである。

また、特定協議会が議題としている事業（以下「特定事業」という。）が現在も継続している以上、仮に本件対象文書の保存期間が経過していたとしても、実施機関は、本件対象文書を廃棄等することなく保管しているはずである。

## 4 実施機関（県土整備局都市部都市計画課）の説明要旨

実施機関が作成した弁明書及び当審査会での実施機関の職員の口頭による説明に基づき整理すると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、特定協議会の設立に関する文書である。

(2) 本件対象文書の存否について

平成6年2月に特定協議会の設立総会が開催されたことは事実であるが、本件対象文書の作成又は取得があったとした場合、当該文書の保存期間は5年である。

特定事業が現在も継続していることから、保存期間にかかわらず課内で保管している文書もあるが、平成21年3月31日以前に作成又は取得した当該事業に関する文書は公文書館に引き渡しており、課内にはない。

本件対象文書は、平成21年3月31日以前の作成又は取得であることから、不存在である。

5 審査会の判断理由

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、条例第19条第3項及び第20条第1項本文並びに神奈川県情報公開審査会審議要領第6条の規定に基づき、委員を指名し、指名委員は審査請求人からの口頭意見及び実施機関の職員による口頭説明を聴取した。

それらの結果も踏まえ、次のとおり判断する。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、特定協議会の設立に関する文書である。

(2) 本件対象文書の存否について

ア 本件対象文書について、実施機関は、保存期間は5年であり、仮に文書の作成又は取得があった場合であっても、既に公文書館に引渡しが行われていることから不存在である旨説明しているため、以下、この点について検討する。

イ 特定協議会の設立総会の開催は平成6年2月18日であるから、本件対象文書は、平成5年度に作成し又は取得した文書となる。

ウ 実施機関は、神奈川県行政文書管理規則（以下「規則」という。）第4条第4項に規定するファイル基準表により、本件対象文書の保存期間を5年としていることが認められる。

エ 当審査会が確認したところ、保存期間を満了した行政文書は、規則第15

条第1項に基づき公文書館に引き渡すこととされ、引き渡された行政文書は、神奈川県立公文書館条例第4条第1項及び第2項の規定に基づき、知事が定める基準により歴史資料として重要なものを選別の上保存し、その余については速やかに廃棄することとされている。また、条例第3条第1項第2号では、公文書館で保存している文書については、公開請求の対象となる「行政文書」には該当しない旨が定められている。

オ これを本件対象文書についてみると、作成又は取得があったとしても平成5年度であるから、平成5年度処理済文書として、平成11年3月31日までの5年間実施機関において保存された後、公文書館に引き渡されるのが規則に即した処理である。そして、公文書館に引き渡された文書については、歴史資料として保存又は廃棄のいずれであっても文書不存在となることが認められる。

カ このことから、実施機関の説明に特段不合理な点は認められない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 29 年 2 月 17 日	○ 諮問
6 月 21 日 (第 173 回部会)	○ 審議
7 月 4 日	○ 指名委員により審査請求人の意見及び実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取。 ○ 審査請求人から条例第 20 条第 3 項の規定に基づき提出された資料を収受。
7 月 21 日 (第 174 回部会)	○ 審議
8 月 23 日 (第 175 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
板 垣 勝 彦	横浜国立大学大学院准教授	部 会 員
市 川 統 子	弁護士（神奈川県弁護士会）	部 会 員
入 江 直 子	元 神 奈 川 大 学 教 授	部 会 員
柿 崎 環	明 治 大 学 教 授	
金 子 正 史	元同志社大学大学院教授	会 長 (部会長を兼ねる)
交 告 尚 史	法 政 大 学 大 学 院 教 授	会長職務代理者
遠 矢 登	弁護士（神奈川県弁護士会）	

(平成 29 年 9 月 27 日現在) (五十音順)